

三十六 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改 正 後	改 正 前
<p>(更生会社等の事業年度)</p> <p>14 - 3 - 1 更生会社等(会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(以下この節において「更生特例法」という。)の適用を受けている法人をいう。以下この節において同じ。)の事業年度は、会社更生法第269条第2項《事業年度の特例》又は更生特例法第149条第2項若しくは第160条の139 第2項《事業年度の特例》の規定により、更生計画認可の時又は更生手続終了の日に終了するのであるが、この場合において、更生手続終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。</p> <p>(1) 会社更生法第51条《開始決定の取消》又は更生特例法第40条若しくは第160 条の23《開始決定の取消し》の規定による更生手続開始決定の取消しの決定があった日</p> <p>(2) 会社更生法第 232条第1項《更生計画の認否》又は更生特例法第123 条第1項若しくは第160 条の106 第1項《更生計画の認否》の規定による更生計画の不認可の決定があった日</p> <p>(3) 会社更生法第273 条から第274 条まで《更生計画認可前の廃止》又は更生特例法第153 条若しくは第160 条の143 及び第154 条若しくは第160 条の144 《更生計画認可前の廃止》の規定による更生手続の廃止の決定があった日</p> <p>(注) 更生計画の認可決定後における更生会社等の事業年度は、会社更生法第272 条《更生手続の終結》若しくは更生特例法第152 条若しくは第160 条の142 《更生手続の終結》の規定による更生手続の終結の決定又は会社更生法第 277条《更生計画認可後の廃止》若しくは更生特例法第155 条若しくは第160 条の145 《更生計画認可後の廃止》の規定による</p>	<p>(更生会社等の事業年度)</p> <p>14 - 3 - 1 更生会社等(会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(以下この節において「更生特例法」という。)の適用を受けている法人をいう。以下この節において同じ。)の事業年度は、会社更生法第269条第2項《事業年度の特例》又は更生特例法第149 条第2項《事業年度の特例》の規定により、更生計画認可の時又は更生手続終了の日に終了するのであるが、この場合において、更生手続終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。</p> <p>(1) 会社更生法第51条《開始決定の取消》又は更生特例法第40条《開始決定の取消し》の規定による更生手続開始決定の取消しの決定があった日</p> <p>(2) 会社更生法第 232条第1項《更生計画の認否》又は更生特例法第123 条第1項《更生計画の認否》の規定による更生計画の不認可の決定があった日</p> <p>(3) 会社更生法第273 条から第274 条まで《更生計画認可前の廃止》又は更生特例法第153 条及び第154 条《更生計画認可前の廃止》の規定による更生手続の廃止の決定があった日</p> <p>(注) 更生計画の認可決定後における更生会社等の事業年度は、会社更生法第272 条《更生手続の終結》若しくは更生特例法第152 条《更生手続の終結》の規定による更生手続の終結の決定又は会社更生法第 277条《更生計画認可後の廃止》若しくは更生特例法第155 条《更生計画認可後の廃止》の規定による更生手続の廃止の決定とは関係なく、当該更生会社</p>

改 正 後	改 正 前
<p>更生手続の廃止の決定とは関係なく、当該更生会社等の定款に定める事業年度終了の日において終了することに留意する。</p> <p>(財産の評価換えによる益金)</p> <p>14 - 3 - 2 会社更生法第269 条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第149 条第 3 項若しくは第160 条の139 第 3 項《債務免除益等の課税の特例》に規定する財産の評価換えによる益金とは、会社更生法第178 条《財産目録及び貸借対照表の作成》及び第 181条《その後の報告等》又は更生特例法第90条若しくは第160 条の71《財産の価額の評定等》の規定により更生手続開始の時並びに更生計画認可の時及び裁判所の定める時期において作成される貸借対照表に記載された会社更生法第 177条《財産の価額の評定》又は更生特例法第90条若しくは第160 条の71の規定による資産の評価額を基礎として計算される評価益（当該貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価損がある場合には、当該評価損に相当する金額を控除した金額をいう。）をいうのであるから留意する。</p> <p>(債務の消滅による益金)</p> <p>14 - 3 - 3 会社更生法第269 条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第149 条第 3 項若しくは第160 条の139 第 3 項《債務免除益等の課税の特例》に規定する債務の消滅による益金には、認可決定を受けた更生計画に定められた債務の免除又は切捨てによるもののほか、更生債権として指定された期限までに裁判所に届出がなかったため債務が消滅したことによる益金も含まれるが、更生計画の定めるところにより更生債権者等に交付した新株引受権又は出資引受権若しくは基金の抛出の引受権について払込期日ま</p>	<p>等の定款に定める事業年度終了の日において終了することに留意する。</p> <p>(財産の評価換えによる益金)</p> <p>14 - 3 - 2 会社更生法第269 条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第149 条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》に規定する財産の評価換えによる益金とは、会社更生法第178 条《財産目録及び貸借対照表の作成》及び第181 条《その後の報告等》又は更生特例法第90条《財産の価額の評定等》の規定により更生手続開始の時並びに更生計画認可の時及び裁判所の定める時期において作成される貸借対照表に記載された会社更生法第 177条《財産の価額の評定》又は更生特例法第90条の規定による資産の評価額を基礎として計算される評価益（当該貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価損がある場合には、当該評価損に相当する金額を控除した金額をいう。）をいうのであるから留意する。</p> <p>(債務の消滅による益金)</p> <p>14 - 3 - 3 会社更生法第269 条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第149 条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》に規定する債務の消滅による益金には、認可決定を受けた更生計画に定められた債務の免除又は切捨てによるもののほか、更生債権として指定された期限までに裁判所に届出がなかったため債務が消滅したことによる益金も含まれるが、更生計画の定めるところにより更生債権者等に交付した新株引受権又は出資引受権について払込期日までに払込みがなかったため債務が消滅したことによる益金は</p>

改 正 後	改 正 前
<p>でに払込みがなかったため債務が消滅したことによる益金は含まれない。</p> <p>(更生会社等が受ける私財提供)</p> <p>14 - 3 - 4 更生会社等がその認可された更生計画に基づき役員若しくは株主等である者又はこれらであった者から金銭その他の資産の贈与を受けることとなった場合には、その贈与による益金の額は、会社更生法第 269条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第149 条第 3 項若しくは第 160 条の139 第 3 項《債務免除益等の課税の特例》に規定する債務の消滅による益金の額に含まれるものとする。</p> <p>(更生手続開始前から繰り越されている欠損金額)</p> <p>14 - 3 - 5 会社更生法第269条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第149条第 3 項若しくは第160条の139 第 3 項《債務免除益等の課税の特例》に規定する「更生手続開始前から繰り越されている法人税法第 2 条第19号《定義》に規定する欠損金額」は、更生手続開始決定の時に終了する事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表五(-)の「利益積立金額の計算に関する明細書」に翌期首現在利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負(マイナス)である場合の当該金額による。</p> <p>(更生手続開始前の欠損金の損金算入)</p> <p>14 - 3 - 6 更生会社等につき会社更生法第269 条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第149 条第 3 項若しくは第160 条の139 第 3 項</p>	<p>含まれない。</p> <p>(更生会社等が受ける私財提供)</p> <p>14 - 3 - 4 更生会社等がその認可された更生計画に基づき役員若しくは株主等である者又はこれらであった者から金銭その他の資産の贈与を受けることとなった場合には、その贈与による益金の額は、会社更生法第 269条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第149 条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》に規定する債務の消滅による益金の額に含まれるものとする。</p> <p>(更生手続開始前から繰り越されている欠損金額)</p> <p>14 - 3 - 5 会社更生法第269条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第149条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》に規定する「更生手続開始前から繰り越されている法人税法第 2 条第20号《定義》に規定する欠損金額」は、更生手続開始決定の時に終了する事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表五(-)「利益積立金額の計算に関する明細書」に翌期首現在利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負(マイナス)である場合の当該金額による。</p> <p>(更生手続開始前の欠損金の損金算入)</p> <p>14 - 3 - 6 更生会社等につき会社更生法第269 条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第149 条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>《債務免除益等の課税の特例》の規定を適用する場合において、財産の評価換え又は債務の消滅による益金（以下14 - 3 - 6において「評価益等」という。）の生じた日の属する事業年度に繰り越された既往の欠損金額のうちに更生手続開始前から繰り越されたもの（法第57条第1項又は第58条第1項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等》の規定の適用を受けるものを除く。）があるときは、当該欠損金額は、当該評価益等の金額の範囲内で損金の額に算入するものとする。</p> <p>（更生会社等が新法人の設立に際して営業権を計上した場合の処理）</p> <p>14 - 3 - 7 更生計画の定めるところにより設立された法人（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人又は株式移転により設立された法人を除く。以下この節において「新法人」という。）が、その設立に当たり更生会社等から欠損金に相当する金額を営業権等として引継ぎを受けた場合には、次に掲げる場合に応じ、次による。</p> <p>(1) 更生会社等から受け入れた資産に含み益のあるものがある場合には、その含み益のある資産につき、その受入価額にその営業権の受入価額に達するまでの含み益に相当する金額を加算した金額に相当する帳簿価額により受け入れたものとし、その営業権の受入価額については、当該含み益に相当する金額を減額するものとする。</p> <p>(2) 営業権の受入価額になお残額がある場合には、その残額につき、更生会社等の営業権の価額として相当であると認められる価額を限度としてその営業権の受入れを認める。</p>	<p>規定を適用する場合において、財産の評価換え又は債務の消滅による益金（以下14 - 3 - 6において「評価益等」という。）の生じた日の属する事業年度に繰り越された既往の欠損金額のうちに更生手続開始前から繰り越されたもの（法第57条第1項又は第58条第1項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等》の規定の適用を受けるものを除く。）があるときは、当該欠損金額は、当該評価益等の金額の範囲内で損金の額に算入するものとする。</p> <p>（更生会社等が新法人を設立した場合の欠損金の引継ぎ）</p> <p>14 - 3 - 7 更生計画の定めるところにより設立された法人（以下この節において「新法人」という。）が、その設立に当たり更生会社等から欠損金に相当する金額を営業権等として引き継いだ場合には、4 - 2 - 8《合併に際して営業権を計上した場合の処理》に準じて取り扱う。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)</p> <p>14 - 3 - 9 新法人が更生計画の定めるところにより減価償却資産を受け入れた場合には、その資産につき耐用年数省令第3条第1項《中古資産の耐用年数等》の規定を適用することができるのであるが、解散した法人においてその資産につき適用を受けていた措置法第45条の3第2項、第46条の2第1項、第47条、第47条の2又は第48条《特定医療用建物の割増償却等》に規定する特別償却については、たとえ適用期間が経過していないものであっても、新法人ではその適用がないことに留意する。</p> <p>(解散した法人の貸倒引当金等の新法人への引継ぎ)</p> <p>14 - 3 - 10 新法人が更生計画の定めるところにより、解散した法人の有する貸倒引当金等法に規定する引当金を新法人に引き継いだときは、<u>当該引当金は新法人のその引き継がれた日に設けている引当金とみなす。</u></p> <p><u>(注) 更生会社等が繰り入れた引当金、準備金で繰入限度超過額があるものについては、税務計算上の金額により新法人に受入れられたものとする。</u></p> <p>(債権の弁済に代えて取得した新株又は出資若しくは基金の取得価額)</p> <p>14 - 3 - 11 更生会社等に対して債権を有する法人(以下この款において「債権法人」という。)が、更生計画の定めるところにより、<u>新たに払込みをしないで当該更生会社等の新株(新法人の株式を含む。)の取得又は出資若しくは基金の拠出(新法人の出資又は基金の拠出を含む。)の引受けをした場合には、その取得又は引受けの時ににおける価額を当該新株又は出資若しくは基金の取得価額とすることができる。</u></p>	<p>(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)</p> <p>14 - 3 - 9 新法人が更生計画の定めるところにより減価償却資産を受け入れた場合には、その資産につき耐用年数省令第3条第1項《中古資産の耐用年数等》の規定を適用することができるのであるが、解散した法人においてその資産につき適用を受けていた措置法第45条の2第3項、第47条又は第48条《特定医療用建物の割増償却等》に規定する特別償却については、たとえ適用期間が経過していないものであっても、新法人ではその適用がないことに留意する。</p> <p>(解散した法人の貸倒引当金等の新法人への引継ぎ)</p> <p>14 - 3 - 10 新法人が更生計画の定めるところにより、解散した法人の有する貸倒引当金等法に規定する引当金を新法人に引き継いだときは、<u>合併の場合に準じて取り扱う。</u></p> <p>(債権の弁済に代えて取得した新株又は出資の取得価額)</p> <p>14 - 3 - 11 更生会社等に対して債権を有する法人(以下この款において「債権法人」という。)が、更生計画の定めるところにより<u>当該更生会社等の新株又は出資(新法人の株式又は出資を含む。)</u>を新たに払込みをしないで取得又は引受けをした場合には、その取得又は引受けの時ににおける価額を当該新株又は出資の取得価額とすることができる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(非更生債権等の処理)</p> <p>14 - 3 - 12 債権法人が更生会社等に対して有する債権で指定された期限までに裁判所に届け出なかったため更生債権とされなかったものについては、その金額を当該更生計画の認可決定のあった日において貸倒れとすることができる。</p> <p>更生計画の定めるところにより交付を受けた新株引受権又は出資引受権若しくは<u>基金の拠出の引受権</u>について払込期日までに払込みをしなかったことにより消滅することとなった債権についても、同様とする。</p>	<p>(非更生債権等の処理)</p> <p>14 - 3 - 12 債権法人が更生会社等に対して有する債権で指定された期限までに裁判所に届け出なかったため更生債権とされなかったものについては、その金額を当該更生計画の認可決定のあった日において貸倒れとすることができる。</p> <p>更生計画の定めるところにより交付を受けた新株引受権又は出資引受権について払込期日までに払込みをしなかったことにより消滅することとなった債権についても、同様とする。</p>